

2022年3月吉日

お客様各位

JIA証券株式会社
東京都中央区
新川一丁目5番17号

「個人情報の保護に関する法律」等改正に伴う各種改定について

この度、弊社は「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴い、「個人情報保護方針」及び「外国証券取引約款」等を一部改定いたします（改定日：2022年4月1日）。

- ・個人情報保護方針（2022年4月1日改定）←クリックすると表示されます
- ・「外国証券取引約款」等新旧対照表（次のページに添付）

以上

「外国証券取引口座約款」等変更の新旧対照表

JIA 証券株式会社

(下線部分 2022年4月1日改定)

<外国証券取引口座約款>

新	旧
<p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第35条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p><u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u></p> <p>(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</p>	<p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第35条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 (3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)</p>

(3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）	
---	--

以下の約款についても、当該条項について同様に改定

- ・保護預り約款
- ・国債振替決済口座管理約款
- ・短期社債等振替決済口座管理約款
- ・一般債振替決済口座管理約款
- ・投資信託受益権振替決済口座管理約款
- ・株式等振替決済口座管理約款